



2016年5月24日

各位

会社名 横河電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西島 剛志  
(コード番号：6841 東証第1部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長  
川中 定  
(TEL 0422-52-5530)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2016年6月23日開催予定の第140回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的

当社の取締役の報酬額については、2007年6月27日開催の第131回定時株主総会において、1事業年度12億円以内（うち、社外取締役分は5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含みません。）とする旨のご承認をいただいています。

今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに次のとおり本制度の導入を会社法361条1項1号に基づき本株主総会に諮ることを決議しました。

### 2. 本制度について

#### (1) 本制度の概要

本制度は、社外取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、これを保有させるものです。ただし、会社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間及び業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、取締役会が指名した3名以上の取締役により構成され、その過半数が社外取締役である報酬諮問委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して取締役会において決定いたします。

#### (2) 取締役の報酬額の改定

新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、本制度に係る対象取締役の報酬額を1事業年度6億円以内とします。また、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度90万株以内とします。ただし、当該報酬額は、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業

年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定です。そこで、本制度に係る取締役の報酬額は、中期経営計画の対象期間が3事業年度であることに照らせば、実質的には1事業年度2億円以内での支給と評価できると考えます。

これに伴い、現行の報酬額について、従来ご承認いただいた1事業年度12億円以内から上述した1事業年度当たりの譲渡制限付株式付与のために支給する実質的な報酬額に相当する2億円を減額し、1事業年度10億円以内といたします。

さらに、取締役会の機能強化及びガバナンスの向上を図るため社外取締役を増員することを考慮し、現行の報酬額の内訳について、社外取締役の報酬額を増額することにつき、一括してご承認をお願いする予定です。なお、取締役の報酬額には、従前と同様、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

### (3) 改定の基本的な考え方

改定後の取締役の報酬額の合計は、現行の報酬額と比べて4億円増額となる1事業年度16億円以内となりますが、本制度に係る報酬額としてお諮りする1事業年度6億円以内については、上記のとおり譲渡制限付株式の付与のための出資財産としての金銭報酬債権に係る報酬額であって、1事業年度当たりの譲渡制限付株式付与のための実質的な報酬額に相当する額は2億円以内と評価できますので、別枠でご承認をお願いしている報酬額である1事業年度10億円以内と合計すれば、実質的には現行の報酬額と同額の1事業年度12億円以内となると考えています（下記【ご参考】をご参照ください）。

#### 【ご参考】

##### 1 事業年度当たりの取締役の実質的な報酬額

	現行	改定案
① 譲渡制限付株式報酬制度の報酬額	—	6億円以内 (1事業年度2億円以内※)
② 現行の報酬額	12億円以内	10億円以内
(うち 社外取締役)	(5千万円以内)	(1億円以内)
報酬額の合計(①+②)	12億円以内	16億円以内 (1事業年度12億円以内※)

(※) 6億円の報酬額は、中期経営計画の対象期間（原則として3事業年度）で期間按分して算定した場合、1事業年度当たり2億円となります。

また、今般、新たに本制度を導入する本事業年度は、中期経営計画の対象期間の2年度目であることから、本事業年度においては、総額4億円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給いたします。

### 3. 本制度の執行役員への適用

第140回定時株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただきましたら、当社執行役員に対しても、同様の制度を導入する予定です。

以 上